令和元年度 学生による高齢消費者被害防止 寸劇出前講座事業 報告書







石川県

目 次

1	事業の概要 1
2	研 修
3	実施団体の活動
	金沢大学 演劇部劇団らくだ
4	公演先一覧 12
5	参考資料
	令和元年度高齢消費者被害防止寸劇出前講座事業 実施要項
	~高齢者の消費者トラブル防止のため~ わたしたちの見守りが高齢者の 消費者トラブルを防ぐ力になります
	16

1 事業の概要

(1)目的

この事業は、学生の皆さんに高齢消費者被害を防止する「寸劇出前講座」を制作してもらい、地域の老人会などで披露することにより、近年増加傾向となっている高齢消費者の被害の防止と、学生の皆さんの消費者問題に関する理解を深めてもらうことを目的として実施しました。

(2) 事業内容

県内の大学生が、高齢消費者の被害防止をテーマとした「寸劇出前講座」を企画し、市町 の消費者行政担当課と協力しながら、地域の老人会などで公演を行いました。

(3) 事業スケジュール

- 4月 県内の大学などのゼミ・サークルなどを対象に、「寸劇出前講座」の企画提案を募集
- 6月 企画提案を採択(3実施団体) 第1回研修(県内の消費者被害の現状や高齢者向け講座の手法を学習)を 実施
- 7~8月 実施団体において寸劇を制作
- 8月 第2回研修(制作した寸劇のリハーサル)を実施
- 9~12月 地域の老人会など各地で公演 大学祭などにより学内でも発表

(4) 実施団体

今年度は、選考の結果、次の3団体に事業を委託しました。

金沢大学 演劇部劇団らくだ

金沢大学 家政のピヨコたち

北陸学院大学 真砂ゼミ・松下ゼミ (50音順)

2 研修

(1)第1回研修

「高齢消費者被害防止寸劇出前講座」を行う団体が、出前講座を実施するにあたり、消費者トラブルの現状や啓発活動のスキル、寸劇企画のポイントなどの必要な知識を修得してもらうために実施しました。

■日時・会場

令和元年6月9日(日)13:00~16:00 石川県政記念しいのき迎賓館

■日 程

時間	内 容			
13:00	・寸劇出前講座事業について			
~ 13:10	講師:石川県生活環境部生活安全課			
13:10 ~ 15:10	・高齢消費者被害の現状と消費生活センターの役割について ・出前講座の作り方 講師:(公社)全国消費生活相談員協会 斎藤千栄美 氏			
15:10	・寸劇の実演鑑賞			
~ 16:00	講師:金沢市校下婦人会連絡協議会			

■**受講者** 3 実施団体などから 14 名

講師 斎藤千栄美氏 プロフィール

- ·全国消費生活相談員協会 会員
- ・バンド活動や演劇活動などの経験を活かしながら、県内外の出前講座を 年30~40回実施

◆研修内容

●講義概要

1 自己紹介・本日学ぶこと

2 高齢消費者被害の現状と消費生活センターの役割について

3 出前講座のつくり方

4 コミュニケーションゲーム

5 グループワーキング

6 まとめ

■斎藤先生による講義

啓発寸劇では、うまくやることよりも長く印象に残ることが大切、最後におさらいをするとよい、練習の機会を多くとることが大切など、寸劇を制作する上での注意点や心構えなどを学びました。

また、「誠心誠意」が何より大切であること、高齢者の中にはだまされた経験のある人もいるかもしれないので、面白がっているように見えてはいけないこと、寸劇のよいところは客観的にみることができる点であり、自分も気を付けようと思えるという効果があることなど、今後の寸劇制作のヒントを得ることができました。



【コミュニケーションゲーム】

声をかけて、承諾を確認してからボールを投げるゲーム。相手をちゃんと見る、相手の話 を聞くことが大切。

【グループワーク】

大学の枠を超えてグループを作り、与えられたテーマに沿って、即興で寸劇を実施しました。

【刑事ドラマ】







【ゲームを取り入れた劇】



【金沢市校下婦人会連絡協議会による寸劇公演】

「還付金詐欺」をテーマにした寸劇を実際に見て、自分たちが制作する

寸劇のイメージを膨らませました。



●研修の感想

- ・実際の詐欺の手口に非常に驚いた。
- ・表現の仕方や話の流れに工夫が必要など、寸劇について考え方が深まった。
- ・自己紹介が重要だとわかって、参考になった。
- ・生で寸劇を見るのは初めてだったので、楽しかったし勉強になった。

(2) 第2回研修

団体が制作した寸劇を互いに披露し、出前講座での公演に向けて改善点などを学びました。

◆日時・会場

令和元年8月31日(土) 13:00~16:00 石川県政記念しいのき迎賓館

◆日 程

時間	内 容
13:00	・各団体による寸劇披露
~ 15:15	・意見交換及び講評
15:25	・出前講座実施における注意点について
~ 16:00	講師:(公社)全国消費生活相談員協会 斎藤千栄美 氏

◆**受講者** 3 実施団体から 17 名

◆研修内容

消費生活相談員であり、役者としても活躍されている斎藤先生から、今後の公演に向けたアドバイスと激励をいただきました。

~講師からのアドバイス~

- ·「こんにちは」とか「~を知っていますか?」など呼びかけるところは返事があるまで待った方がよい。
- ・だます方は前のめりに、おばあちゃんは動作をゆっくり、体がだらっとならないよう、 緊張感を。
- ・覚えてほしいことは、模造紙に書いて見せる、レジュメを作って渡すなど視覚から訴え かけるとよい。

●研修の感想

- ・他の団体の劇を見ることができて、勉強になった。自分たちも参考にしたいと思う部分があった。
- ・実際に公演に行く会場の広さなどを踏まえたアドバイスをもらえたのがよかった。
- ・研修を受けたことで、やるべきことが分かり、取り組みやすくなった。
- ・経験が少ないので、今日少人数の前で演じるだけでも緊張した。本番で必要なのは、 伝えようという気持ちで大きな声を出すことだと思った。

3 実施団体の活動

金沢大学 演劇部劇団らくだ『キャッシュカード詐欺』

代表者:金沢大学人間社会学域人文学類 准教授 佐藤 文彦

応募動機(企画提案書より)

演劇部では、日頃から大学生などを対象に公演を行っているものの、高齢者を対象とした 演目や社会問題を扱う演目を企画することは少ないため、この機会に実施したいと考えました。

テーマ選定理由 (企画提案書より)

高齢者の消費者被害として、電話を使用するものが大変多く、電話を使った手口は詐欺被害の中でも最も身近であるとともに、悪質な新しい手口がどんどん増加している分野でもあるため、テーマとして選定しました。

あらすじ

ある日、1人暮らしの金子おばあちゃんの家に、「金 沢銀行」をかたる電話があり、おばあちゃんの銀行口 座が不正に利用されていると言われます。

驚く金子おばあちゃんに、偽物の銀行員(詐欺師)は、 預金を悪用されないためにはキャッシュカードと暗証 番号を変更する必要があるので、「ご自宅にキャッシュ カードを取りに伺う」と言います。





信じた金子おばあちゃんは、住所を教えてしまい、 やってきた男にキャッシュカードと暗証番号を書いた 紙を渡してしまいます。

数日後、訪ねてきた孫の沢子ちゃんにこれまでのことを話すと「それ、詐欺だよ!」と言われます。



その後銀行や警察に相談すると、金子おばあちゃんの預金がほとんど引き出されていたことがわかりました。

最後に、劇の場面を振り返りながら、だまされないためのポイントを解説しました。

- ~!注意すべきポイント!~
- ①銀行や警察などもっともらしい肩書や見た目にだまされない
- ②銀行や警察がキャッシュカードを受け取りに来たり、 暗証番号を聞き出すことは絶対にない





③怪しい電話や消費者トラブルは 消費者ホットライン「188」に 相談

【参加学生の感想】

今回、詐欺被害防止についての寸劇を制作するにあたって、セリフを考えたり実際に練習したりすることで、詐欺グループはもっともらしい身分を使って高齢者に信じ込ませ、不安を煽るように話を進めていくことがわかりました。自分たちで調べ、考えた寸劇を披露することで、資料を読むだけでは伝わらない臨場感を以て詐欺の手口をお伝えすることができたと思います。

またユーモアを交えて楽しく、分かりやすく学ぶことで、より皆さんの記憶に残りやすくなったのではないかと感じました。私たち自身も詐欺被害について勉強をすることができたのはもちろん、普段はあまり接することのない石川県各地の高齢者の方々とお話をし、練習の成果を見て頂けてとても貴重な体験となりました。(2年)

【講評】

名札などの小道具がよくできていて見やすく、そのためとてもわかりやすい劇になっていました。暗証番号「8931 (はくさい)」のごろ合わせでは毎回笑いがおきるなど、楽しい雰囲気の中で、しっかりと注意喚起ができていました。



銀行員や警察がキャッシュカードを取りに来たり、暗証番号を聞き出すことはありません!

金沢大学 家政のピヨコたち『アポ電』

代表者:金沢大学人間社会学域学校教育学類 教授 尾島 恭子

応募動機 (企画提案書から)

人間社会学域学校教育学類家政教育専修の学生は、毎年本事業に応募し活動していて、その意義を十分理解しており、活動への意欲は高いものとなっています。構成メンバーは全員、小学校教諭および中学・高校の家庭科教諭の教員免許を取得予定であり、学校教育において家庭科は消費者教育を扱う科目の筆頭にあげられることから、本事業への参加の経験を、将来教員となった後の学校教育現場で活かすことが期待できると考えました。

テーマ選定理由 (企画提案書から)

最近、「アポ電」という言葉をニュースでもよく見るようになっているため、石川県の高齢者の皆さんが実際に被害にあわないよう寸劇で披露することにしました。また、アポ電に限らず、高齢者の弱みに付け込む電話による勧誘・詐欺は依然として多いので、電話で詐欺にあわないための注意喚起もしっかり行いたいと考えました。

あらすじ

ある日、石子さんの家に、<mark>銀行協会を名乗る者からアンケート調査の電話がかかってきます。</mark>人のいい石子さんは聞かれるままに、住所や一人暮らしであること、利用している銀行などの個人情報を答えてしまいます。







その数日後、今度は銀行を名乗る者から電話がかかってきて、「銀行のオンラインシステムから個人情報が流出して、口座を凍結する可能性が出てきました。1時間のうちに対処しないと、口座の残額がゼロになってしまいます。そうならないためには、暗証番号を変更する必要があるので、これからキャッシュカードを取りに伺います。」と言われます。

少し不安に思ったものの、話を信じた石子さんは キャッシュカードを準備し始めます。

そこへ近所の川子さんが遊びに来たので、石子さん はこれから銀行の人が来ることを話しました。





川子さんから「おかしい」と言われ、前もって一人暮らしか、お金はあるか等と電話で聞いてから詐欺や強盗に来る「アポ電」の手口について聞きます。

ちょうどその時、キャッシュカードを取りに来た偽 銀行員は、話し声を聞いて帰っていきました。

その後、石子さんは川子さんから「知らない電話は疑う」「自分のことは言わない」「誰かに相談する」「188で消費生活センターに相談できる」といった被害にあわないための注意事項を聞きます。

また、民生委員の金子さんからは地域の見守り活動 についての話を聞きました。





最後に、被害にあわないために「知らない人からの電話はまず疑うこと」「何かあれば、1人で決めずに誰かに相談したり、188に連絡すること」を確認し、周りの人にも教えてあげることができるといいですねと会場の皆さんに呼びかけました。

【参加学生の感想】

初めは緊張と不安もありましたが、どこへ行っても温かく迎えて下さり、寸劇が終わると毎回 ほっこりした気持ちになりました。私たちの演技の細部まで反応して笑ってくれ、「消費生活センター」「188」の場面では、頷いて口ずさんでいて、ここにいるおじいちゃんおばあちゃんには、絶対消費者被害にあわないでほしいという気持ちが生まれました。(3年)

寸劇を通して、多くの方に詐欺や悪質商法がどういうものか知って頂けたと思います。役を演じて、言葉巧みに誘導して騙そうとする人たちがとても怖いなと感じました。普段の生活の中でも、寸劇を思い出して絶対に騙されないで頂きたいです! (3年)

【講評】

「アポ電」の手口が非常にわかりやすく描かれていました。また「知らない電話はまず疑う」「自分のことは言わない」などの被害にあわないための注意事項についても、友達との会話の中で自然に紹介されており、納得できる流れとなっていました。



知らない人からの電話はまず疑い、個人情報を話さないようにしましょう。 何かあったら、1人で決めずに誰かに相談。「消費者ホットライン 【188(いやや)」にも相談できます。

北陸学院大学 真砂ゼミ・松下ゼミ『口座使われてますよ詐欺』

代表者:北陸学院大学人間総合学部社会学科 准教授 松下 健

応募動機(企画提案書より)

真砂ゼミでは高齢者福祉学を、松下ゼミでは臨床心理学を専門に学んでおり、高齢者を消費者被害から守るためには、高齢者やその家族に働きかける必要があると考えています。被害者となる高齢者だけでなく、ご家族に高齢の方がいる人にも、寸劇を通じて消費者被害に理解を深めてもらうことで、被害を予防できると予想されます。これまでの活動経験を踏まえ、さらに被害防止に貢献できればと考えています。

デーマ選定理由(企画提案書より)

石川県における平成30年中の特殊詐欺の被害は、石川県警によれば61件、被害総額は約1億6,800万円です。特殊詐欺の手口は電話を使ったものが多く、これらの被害拡大を防ぐことが重要と考え、オレオレ詐欺を含む電話勧誘を取り上げることにしました。

あらすじ

1人暮らしのおばあちゃんがいつも参加している老人会では、見たこともない電話番号から電話がかかってくることが話題になっていました。しかし、すぐに電話を切ればいいだけの話と気に留めていませんでした。



信じたおばあちゃんは、近くのショッピングモールの ATM で送金しようとしますが、待ち合わせしていた孫にこれまでのことを話すと、「もしかして、それ詐欺なんじゃない?」と言われ、特殊詐欺であることに気がつきました。



ところがある日、おばあちゃんの家に警察を名乗る電話があり、捜査している詐欺グループの名簿におばあちゃんの口座情報が載っており、危険な状態なので、お金を銀行が用意した安全な口座に移すように言われます。





おばあちゃんは、友達にもこの事件について話し、お互いに知らない番号や怪しい電話には気を付けようと話し合いました。



最後に、劇の内容を踏まえて注意喚起 を行いました。

不審な電話などで不安に思ったら、

・188に相談する

とっさの時に188を忘れないためにも、

- ・電話の横に注意書きのメモを用意 電話に録音機を設置することで詐欺を未 然に防ぐ効果があるため、
- ・録音機を設置

【参加学生の感想】

多くの事を学ばせていただきました。特に私が学ばせていただいたのは人と何かを協力して行うことと誰かのために尽力することだと思います。これからの時代、詐欺防止に関わらず多くの世代の人と関係を構築していかなければならないと思います。様々な世代の人と交流を持てるこの事業に参加でき、とてもよい経験になりました。(3年)

演技の上手さよりも伝えようとする気持ちが大切だということを学びました。しっかり準備しても公演でセリフを忘れたり、立ち位置がわからなくなることがありました。見てくださる高齢者の方たちはそのような時も温かく見守ってくださいました。その経験から上手にやるよりもどうやったら伝わりやすく面白くできるかを考えるようになりました。(3年)

【講評】

不審な電話や相談窓口の「188」について事前に知っていても、実際に電話を受けてしまったら忘れてしまったなど、説得力がありました。また、被害の未然防止に有効な録音機や留守番電話についても触れるなど、被害防止に役立つ内容となっていました。



不審な電話などで不安に思ったら、消費者ホットライン **€**188に相談しましょう。忘れないように電話の横にメモしておくのもよいですね。また、録音機を設置したり、電話を常に留守電にしておくことも、被害防止に有効です。

4 公演先一覧

各市町から公演の希望を募り、6市町において10公演を実施しました。 出前講座では、学生の寸劇とともに、市町の消費生活相談員などが地域における消費者トラブルの相談事例を紹介し、相談窓口の周知を行いました。

公演日		会場	対象(行事)	参加者	派遣団体
9月12日(木)	小松市	粟津町会館	敬泉会	32	金沢大学演劇部
9月17日(火)	能美市	寺井町民センター	いきいきサロン	15	金沢大学演劇部
9月19日(木)	津幡町	白鳥会館	いきいきサロン	29	金沢大学演劇部
9月21日(土)	金沢市	西南部小学校体育館	シニアクラブ	110	北陸学院大学
10月5日(土)	七尾市	北大呑地区 コミュニティセンター	地区敬老会	50	北陸学院大学
10月14日(月)	能美市	泉台町公民館	もみの木会	35	北陸学院大学
11月15日(金)	宝達志水町	今浜会館	今浜交遊会	60	金沢大学家政専修
11月17日(日)	小松市	城北地区会館	寿会	48	北陸学院大学
11月22日(金)	能美市	湯谷集落センター	いきいきサロン	53	金沢大学家政専修
11月29日(金)	能美市	大口町公民館	いきいきサロン	21	金沢大学家政専修
	≣†		10 🗆		453人

このほか、大学祭での公演など、学内でも発表を行っています。

5 参考資料

令和元年度 高齢消費者被害防止寸劇出前講座事業 実 施 要 項

1 目 的

県内の大学、短期大学及び高等専門学校(以下「高等教育機関」という。)の学生が、近年増加傾向となっている高齢消費者被害防止を啓発する寸劇出前講座を企画し、地域の老人会等で披露することにより、被害の未然防止を図るとともに、学生の消費者教育に関する理解を深める。

2 実施主体・対象事業

(1) 実施主体

本事業の実施主体は、次の要件をいずれも満たすものとする。

- ①高等教育機関のゼミナールやサークルであること
- ②代表者は教員とし、学生の寸劇制作を指導すること

県は、本事業にかかる必要な経費を、実施主体に委託料として支払う。

(2) 対象事業

①寸劇のテーマ

高齢消費者被害の防止として、次の手口のいずれかを含めた内容とする。

- ・電話勧誘(振り込め詐欺、環付金詐欺等)
- ・架空請求
- ・訪問販売
- ・催眠商法
- ・その他の悪質商法

②活動内容

- ・6月及び8月に県が実施する研修を受講すること
- ・高齢消費者被害防止を啓発する15分程度の寸劇を制作すること
- ・制作した寸劇を、県内市町の老人会等へ出向き、3回(施設)以上公演すること ※公演先は、県と実施団体が協議のうえ決定。
- ・大学祭等の学内イベントを活用し、本事業について発表し、学内でも消費者トラブルの 啓発に努めること
- ・事業実施後、県に活動報告書を提出すること ※様式等は別途指示。

3 事業期間

令和元年度1カ年度以内とする。

※事業の流れについては、別添スケジュールを参照

4 応募方法・期間

本事業の実施を希望する実施主体は、別紙企画提案書に必要事項を記載し、令和元年5月14日 (火)までに、県(生活安全課)へ応募することとする。

※平成31年は令和元年と記載

5 採択件数

3件程度を採択予定

6 選 定

(1) 選定方法

県の選定委員会において決定する。 選定結果は応募した実施主体に対して、募集締切日より2週間以内に通知する。

(2) 選定基準

- (1) 高齢消費者被害について理解しているか
- ②企画内容は、高齢者にとって分かりやすいものであるか
- ③事業実施にあたっての意欲が感じられるか 等

7 委託金額

1実施主体あたり20万円以内(消費税を含む。)とする。 うち、寸劇制作に係る経費は、原則10万円を上限とする。

8 委託方法、対象経費

(1) 委託方法

県は、実施主体若しくは高等教育機関と委託契約を締結する。

(2) 対象経費

諸謝金、旅費・宿泊費、消耗品費(衣装・小道具等)、資料購入費、印刷製本費、通信運搬費、 手数料、保険料、会場借上料及びリース料等とする。ただし、備品購入費、飲食費は対象と しない。

※その他、上記以外で対象経費として必要がある場合は、その都度県に相談するものとする。

(3) 委託料の支払

県は、事業の進捗状況に応じて、委託料を支払う。(前金払いを含む。)

9 その他

書類の整備等

事業の収支を明らかにした書類を整備し、事業完了後5年間保存するものとする。

10 受付・問い合わせ先

石川県生活環境部生活安全課 消費生活グループ

TEL 076 (225) 1386

FAX 076 (225) 1389

MAIL seian-k@pref.ishikawa.lg.jp

◆事業スケジュール

公募・採択 (4~5月) 県内大学等より企画提案を募集し、3件程度を採択

【テーマ】①電話勧誘(振り込め詐欺、還付金詐欺等)

- ②架空請求 ③訪問販売 ④催眠商法
- ⑤その他の悪質商法

選考後

第1回研修 (6月9日)

県内消費者トラブルの現状や寸劇制作に必要な知識を学ぶ 研修を受講

研修後

寸劇制作 (6~8月)

研修を踏まえ、テーマを選定し、寸劇(15分程度)を制作

制作後

第2回研修 (8月31日)

制作した寸劇のリハーサルと、講師による講評

公演準備

寸劇実演(9~12月)

- ・地域の老人会等において、制作した寸劇を公演(3回以上) 地域での意見交換も併せて実施
- ・学内においても事業を発表

まとめ

報告書作成(1~2月)

実施報告書の作成 ⇒ 県へ提出(事業完了)

~高齢者の消費者トラブル防止のため~ わたしたちの見守りが高齢者の消費者トラブルを防ぐ力になります

近年、高齢者を狙った悪質商法や詐欺の被害が後を絶ちません。家族や周囲の見守りが高齢者を消費者被害から守ることにつながります。身近にいる皆さんが、高齢者の心強い味方になってあげてください。

■高齢者の消費者トラブルの特徴

●だまされたことに気づきにくい

悪質業者はやさしい言葉で近寄ってきて、高齢者の話し相手になってくれるので、いつの間にか信じ込んでしまい、自分がだまされていることに気がつかないまま契約してしまうケースが少なくありません。

●被害にあっても誰にも相談できない

被害に気づいても「だまされた自分が悪い」と自らを責めて、誰にも相談できずに一人で抱え込んでしまうことがあります。「迷惑をかけたくない」「人に言うのは恥ずかしい」と話したがらない場合も少なくありません。

■見守り活動の流れ

Step 1 気づき 日頃から高齢者の自宅の様子や言動・態度に、変化や不自然な点がないか気をつけましょう。

身近な高齢者と日頃からあいさつを交わし、コミュニケーションを図ることで、「いつもと様子が違うな」という小さな変化に気づくことができます。

- ●不審な契約書、請求書等の書面や、宅配業者の不在通知等はないか
- ●大量の商品、工事の形跡等がないか
- ●不審な電話のやり取りや、電話口で困っている様子はないか

Step2 声かけ 少しでも変化に気づいたら、まずはやさしく声をかけてみましょう。

- ●「何かお困りのことはありませんか? |
- ●「業者から勧誘されていませんか?」

Step3 事実確認

どのようなことがあったのか、事情を聞いてみましょう。

Step4 相 談 消費者トラブルに巻き込まれていると思ったら、すぐに相談を勧めましょう。

消費者ホットライン ☎188

お住まいの市町の消費生活センター(相談窓口)につながります。 (郵便番号をお聞きしますので、事前にご確認ください。)

令和元年度 学生による高齢消費者被害防止 寸劇出前講座事業 報告書

令和2年2月発行

発 行 石川県生活環境部生活安全課 石川県金沢市鞍月1丁目1番地 076-225-1386

